

(案)

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和 6 年 1 2 月 1 9 日に開催した令和 6 年度新宿区地域公共交通会議 協議運賃分科会（第 2 回）において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 1 協議が整っている運賃の種類、額及び運用方法
(運賃の種類)
団体特別割引通勤定期乗車券
(運賃の額)
1 2 か月券： 1, 5 0 0 円
2 か月券： 2 5 0 円
(運用方法)
購入、販売条件
 - ・ 団体特別割引通勤定期乗車券を 1 0, 0 0 0 枚以上一括購入する法人（企業・団体等）に限る
 - ・ 登録申請後の内容変更はできない
 - ・ 小児券は発行しない
 - ・ 障害者割引の設定はしない
- 2 運賃を適用する路線又は営業区域
新宿駅周辺循環型バス「WE バス」路線上で通勤に必要と認められる区間
- 3 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
 - ア) 1 2 か月券 使用期限 令和 7 年 1 月 3 1 日までとし、以降廃止する。
 - イ) 2 か月券 販売期間 令和 7 年 1 月 3 1 日まで
使用期限 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- 4 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称
京王バス株式会社

令和 6 年 1 2 月 1 9 日

新宿区地域公共交通会議 協議運賃分科会
会長 森 孝司 （新宿区みどり土木部長）